

日本実業団バレーボール連盟規約細則

制定 昭和36年2月18日

改定 昭和37年10月21日 昭和38年11月10日 昭和39年10月20日

昭和41年 2月 6日 昭和43年 2月 9日 昭和49年 1月13日

昭和50年 1月26日 昭和51年 2月 8日 昭和58年 5月26日

昭和60年 5月25日 平成 元年 5月20日 平成 3年 5月18日

平成 5年 5月22日 平成13年 5月13日 平成19年 4月28日

平成26年 4月19日 平成30年 4月21日 平成31年 4月20日

(本部並びに事務局の所在地)

第1条 本部並びに事務局は、東京都港区虎ノ門2-2-1 日本たばこ産業株式会社本社ビル内に置く。

(ブロック実連とその区域)

第2条 日本実業団バレーボール連盟規約(以下「本連盟規約」という。)第4条の規定により設置するブロック実連およびその区域の都道府県実連(本連盟規約第3条第1号に規定する都道府県実連をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。

ブロック実連 区域の都道府県実連

北海道 北海道

東北 青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県

関東 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

北信越 長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、

東海 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

近畿 滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、

中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国 香川県、徳島県、愛媛県、高知県

九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(役員の設定数)

第3条 本連盟規約第10条に規定する別に定める役員の数、次のとおりとする。

1. 副会長 会長を常時補佐する者若干名のほかブロック実連の会長をもって充てる。

2. 副理事長 3名以内

3. ブロック実連が本連盟規約第18条の規定により推薦する理事の数

関東ブロック実連 3名

近畿ブロック実連 2名

その他のブロック実連 各1名

4. 会長が本連盟規約第18条の規定により委嘱することができる理事の数 12名以内

5. 常任理事 若干名

(都道府県実連の会員総会定数)

第4条 本連盟規約第28条に規定する別に定める定数は、都道府県実連を代表する者にあつては各都道府県実連より各1名とする。

(事務局の構成および所管業務)

第5条 本連盟規約第9条の規定により設置する事務局の構成および所管業務を次のとおり定める。

1. 構成 事務局には事務局長、事務局次長、名誉会計および主事を置く。
主事は、理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
主事は、事務局次長、名誉会計を補佐し、事務局次長、名誉会計事故あるときは、その職務を代行する。
2. 所管業務 事務局は、本連盟の総括的事務処理に当たるほか、次の業務を管掌し、その処理執行に当たる。
 - 1) 企画に関すること。
 - 2) 組織に関すること。
 - 3) 予算・決算に関すること。
 - 4) 会議に関すること。
 - 5) 表彰に関すること。
 - 6) 庶務に関すること。
 - 7) 倫理委員会に関すること。

(部の設置、所管業務および構成)

第6条 本連盟規約第9条の規定により設置する専門部（以下「部」という。）およびその所管業務を次のとおりとする。部を新設し、または廃止するときは会員総会の議決を経なければならない。

1. 総務部
 - 1) 実業団チームおよび友好団体、地域社会へのPR活動に関すること。
 - 2) 広報活動に関すること。
 - 3) 公益財団法人日本バレーボール協会との連絡および協力に関すること。
 - 4) 官公庁その他の団体との渉外に関すること。
 - 5) 報道関係との連絡および提携に関すること。
 - 6) 競技用具並びに競技施設の調査研究、開発および普及に関すること。
 - 7) 加盟チーム、役員・選手の登録、資格審査に関すること。
 - 8) 登録規程に関すること。
2. 競技部
 - 1) 競技会の企画実施に関すること。
 - 2) 競技会の指導に関すること。
 - 3) 大会要項、大会規定に関すること。
 - 4) 推薦チーム、シードチームの選考に関すること。
3. 審判規則部
 - 1) 審判技術の研究、審判員の指導育成および審判講習会の企画・実施に関すること。
 - 2) 審判員の派遣に関すること。

3) 競技規則の研究立案に関すること。

4. 強化指導普及部

1) 選手の育成、技術の向上および指導者講習会の企画実施に関すること。

2) 指導者の派遣、コーチ、トレーナーに関すること。

2 部に部長、副部長、主事および部員を置く。

1) 部長は、常任理事会、理事会および会員総会で所管事項について意見を述べ、また処理執行の状況について説明しなければならない。

2) 副部長は、当該部員の中から理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。

副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

3) 主事は、部長が当該部員の中から指名し、会長がこれを委嘱する。

主事は、部長の命を受け、当該部の業務処理並びに会計の処理に当たる。

4) 部員は、本連盟に関係するバレーボール有識経験者の中から理事長が推薦し、会長がこれを委嘱する。

3 部の会議は、部長が必要に応じ部員を招集してこれを開催する。

各部の決定事項は、理事長の承認を経て、その処理執行に当たる。緊急を要する場合は、理事長の承認を得て、処理することができる。この場合、理事会の事後承認を得なければならない。

理事は、各部の会議に出席して意見を述べることができる。

部会議の議決は、本連盟規約第30条の規定を準用する。文書による部員の賛否は、部会議の議決とみなす。

4 各部の本拠(連絡先)は部長の住所または勤務先とする。

(事務局長および各部長の連携)

第7条 本連盟の円滑なる業務処理を図るために、事務局長ならびに各部長は、常に緊密な意思疎通を図らなければならない。

(事務局、部の役員の任期)

第8条 事務局の主事および部の副部長、主事・部員の任期は、本連盟規約第26条の規定を準用する。

(会費)

第9条 本連盟の会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

(細則の改正)

第10条 本細則の改正は、会員総会において過半数の同意を得なければならない。

附 則

改正後の規定は、平成31年4月20日から施行する。